

政令第百四十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年四月十三日」を「令和五年四月十三日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第八十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 この告示による改正後の第二号の規定は、<u>令和五年四月十三日</u>限り、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の第二号の規定は、<u>平成三十三年四月十三日</u>限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、令和五年四月十三日限り、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の第一号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）及び第二号（北朝鮮を仕向地とする貨物に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の罫線の六箇条の項の規定は、<u>令和五年四月十三日</u>限り、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の罫線の六箇条の項の規定は、<u>平成三十三年四月十三日</u>限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和五年四月十三日限り</u>、その効力を失う。	附 則 この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、<u>平成三十三年四月十三日限り</u>、その効力を失う。

○経済産業省告示第八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 第三号の規定は、<u>令和五年四月十三日</u>限り、その効力を失う。	附 則 第三号の規定は、<u>平成三十三年四月十三日</u>限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成三十一年経済産業省告示第百五号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和五年四月十三日限り</u>、その効力を失う。	附 則 第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、<u>平成三十三年四月十三日限り</u>、その効力を失う。